

市役所新庁舎の位置を決定しました

三重県伊賀庁舎隣接地（四十九町）での整備を進めます

昨年度から検討してきました庁舎整備事業について、これまでに検討してきた内容や住民投票説明会での意見などを総合的に勘案し、新庁舎を三重県伊賀庁舎隣接地に移転する条例を9月議会に上程し、可決されました。

◆これまでの経緯

▼庁舎整備の必要性

【現庁舎が抱える課題】

- 建築後50年近く経過し、施設が老朽化している。
- 耐震基準を満たしていないため、非常時に防災拠点としての役割を果たすことができない恐れがある。
- 本庁機能が分散しているため、利用者に分かりづらく不便で業務上も非効率となっている。

このように現庁舎は多くの課題を抱えており、応急処置での対応が限界にきています。

これからの長期的なまちづくりを見据えつつ非常時にもしつかりと対応し、多様化する市民ニーズに応えられるよう庁舎整備を早急に進めていく必要があります。

市民の皆さんの意見などから 2案を選択

市民アンケート結果などを踏まえ、庁舎整備計画検討委員会にて庁舎整備事例を示した中間案を作成しました。これに対して住民説明会やパブリックコメントを通じてご意見を得て、さらなる検討が重ねられ、平成25年12月10日に2案併記で市に答申されました。

- ① 三重県伊賀庁舎隣接地に新築
- ② 「南庁舎を利活用して、不足分を敷地内に新築」

住民投票で民意を問う

8月24日に行われた「庁舎整備に関する住民投票」については、住民説明会や広報紙、行政番組などを通じ、市民の皆さんに説明を重ねてきましたが、投票率が42.51%となり、住民投票条例に定められた成立要件（投票率50%以上）に達せず、不成立となりました。

庁舎整備計画検討委員会にて 庁舎整備候補地を検討 (答申)

答申を受けて

整備計画を策定

住民投票

移転条例の可決

市の方針に基づく 庁舎整備計画を策定

庁舎整備計画検討委員会からの答申を受け、市で答申内容の検討を行いました。その結果、今後の伊賀市の将来を見据え、行政機能と観光集客機能の分担を図っていくことが重要と考え、行政機能を担う庁舎は「三重県伊賀庁舎隣接地に新築」とすることを市の方針としました。現在地は文化や歴史、観光などの集客機能を発揮していくこととしました。

2/3以上の承認を得て 9月議会で可決

住民投票説明会での意見や市議会でのこれまでの議決や報告などを総合的に勘案し、新庁舎を三重県伊賀庁舎隣接地に移転するための条例を9月議会に上程し、可決されました。また併せて、庁舎整備に係る予算も承認されました。

◆庁舎整備計画について

庁舎整備計画の基本方針や機能について説明します。

▼施設整備の考え方

より良い市民サービスの提供、効率的な行政運営を図るために、庁舎整備の核になる5つの基本理念に基づき庁舎整備計画を策定しました。

【5つの基本理念】

- 市民に開かれた、誰もが使いやすい庁舎
- 市民の安全、安心な暮らしを支える防災拠点となる庁舎
- 伊賀市の歴史性や文化性、市民の誇りや愛着を受け継いでいく庁舎
- 社会情勢の変化に対応できる、長寿命で柔軟性の高い庁舎
- 環境にやさしい庁舎

▼規模算定

新庁舎の延床面積は、三重県伊賀庁舎との会議室の相互利用など、庁舎規模の縮減を図ることで14,000㎡を基本とします。なお、今後は、他の公共施設の活用などの検討を行い、さらなる縮減に努めます。

▼さまざまな機能を備えた庁舎へ

【窓口機能】

できるだけ低層階に配置し、総合

的な行政サービスの拠点としてわかりやすい空間とします。

【事務機能】

機能的で効率的な行政運営の実現をめざし、将来の変化に柔軟に対応可能な環境とします。

【執行機能】

市政の拠点として、迅速な指示が行える環境とします。

【議会議場機能】

意思決定の最高機関として独立性を保つとともに、市民に開かれた議会をめざします。

【防災機能】

大規模災害発生時における防災拠点としての機能を備え、有効かつ確実にその機能を発揮できる計画とします。

【市民機能】

市民が気軽に訪れ、新たな交流が生まれるような明るく快適な空間とします。

【出先機関との連携機能】

各支所、各住民自治協議会などの地域拠点施設と本庁が連携し、一体となった行政運営が実現できる機能を計画します。

▼配置計画

三重県伊賀庁舎西側に本庁機能を集約した庁舎を新築移転します。

また、上野市街地の活性化や上野地区の振興業務などを行うため、上野支所を現在地周辺に設置する計画です。さらに、支所を単位としたま

ちづくりを展開していくため、支所に一定の権限を認めるなど、それぞれの地域の身近な窓口として、引き続き機能を充実させていきます。

◆事業計画

▼合併特例債の活用

庁舎整備は財源確保が課題となりますが、将来的な見通し計画を立てて財政の健全性を保ちながら事業を進めていきます。

財源は、庁舎整備の積立金のほか、合併特例債を活用し財政負担の軽減

を図ります。合併特例債は借入金金の7割を国が負担する非常に有利な財源です。

▼今後の事業スケジュール

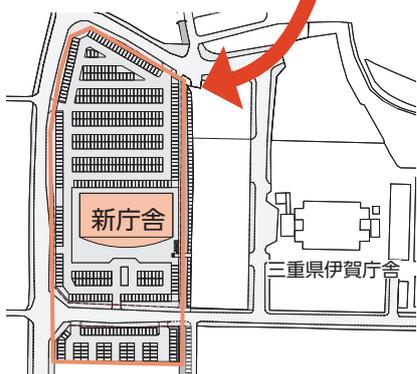
今年度中に建物の基本設計に着手し、その後、詳細設計となる実施設計を行います。平成28年度には本体工事に着手し、平成30年度中の完成をめざします。

基本設計の作成には、ワークショップ（研究集会）やパブリックコメントを実施し、市民の皆さんのご意見を聞きながら事業を進めます。

《配置計画図》



※検討段階のイメージ図です。



新しい庁舎を行政やまちづくりの拠点として、さらなる行政サービスの向上に取り組みます。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

【問い合わせ】

管財課

☎ 22・9610 FAX 24・2440

